



「いじめ防止対策推進法」

この法律は、いじめが児童生徒の人間としての尊厳を侵害するばかりでなく、子どもたちが生きる環境を損ない、教育を受けて健やかに生きていく権利をも踏みにじるものであるとしています。そして、いじめ防止等のための対策に関して、基本理念を定め、国、県、市、学校、保護者の責務を明らかにしました。いじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための法律です。

高崎市で学ぶ子どもたちが、いじめに悩むことなく、楽しく、有意義な毎日が過ごせるよう、大人が、知恵を出し合い、協力し合って、いじめ根絶に向けた取組を加速させましょう。**それが、大人の責任です！**

ご存じですか？



学校は、学校全体でいじめの防止等に努めます。
(第8条)

保護者は、子どもがいじめをしないように規範意識を醸成するなどの指導に努めます。
(第9条)

いじめ防止等のための組織を置きます。
(第22条)

児童生徒は、いじめを行ってはならない。
(第4条)

お子さんと一緒に考えてみてください。



平成25年11月18日
高崎市いじめ防止推進協議会

いじめ防止対策推進法の骨子

第3条 《基本理念》

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

第6条 《地方公共団体の責務》

地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する……学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる……

第8条 《学校及び学校の教職員の責務》

学校及び学校の教職員は、児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に是に対処する……責務を有する。

第9条 《保護者の責務等》

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

☆法律の目的・定義・基本理念、いじめの禁止(1条～4条)

☆いじめ防止にかかるとの責務と財政上の措置等(5条～10条)

☆いじめ防止基本方針、いじめ問題対策の連絡協議会(11条～14条)

☆学校におけるいじめの防止、人材の確保等(15条～18条)

☆ネットいじめ対策(19条)

☆調査研究の推進、啓発活動(20条・21条)

☆学校組織、いじめに対する措置、懲戒、出席停止等(22条～27条)

☆重大事態への対処(28条～33条)

☆学校評価等について(34条・35条)

第19条 《インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進》

学校の設置者及びその設置する学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行うものとする。

第23条 《いじめに対する処置》

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとする。

第25条 《校長及び教員による懲戒》

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えるものとする。

第28条 《学校の設置者又はその設置する学校による対処》

いじめによる重大事態の疑いがあった場合、事実関係を明確にする組織を設け、調査を行うものとする。

※条文は一部省略、修正を行っています。

※条文は、文部科学省下記のアドレスでご覧になれます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm

お問い合わせは

高崎市教育委員会学校教育課(電話:027-321-1293)をお願いします。